



令和6年4月土地の開発事業の適用要件が変わります！

一定規模以上の開発には、許可申請等の手続きが必要です。

安全で快適な地域環境を確保することは、健康で活力のある快適な町づくりを実現する上で欠くのとのできない条件です。

矢掛町では、このような認識のもとに民間開発事業の進出を秩序的に受けとめ、適正な規制と誘導によって地域住民の福祉を基調とした「福祉優先の開発」へ転換を図り、安全で良好な地域環境を確保して、現在及び将来の町民のために住みよい、豊かな町づくりを進めています。

開発事業の届出

開発業者は、次の要件に該当する場合は、町長に事前協議を行った後に、開発届けを提出しなければなりません。

届出が必要な開発行為 (矢掛町開発事業の調整に関する条例第4条)

事業内容	～令和6年3月	令和6年4月～
採土	1,000㎡以上	1,000㎡以上
土地造成等	10,000㎡以上	<u>1,000㎡以上</u>
住宅以外の建物の設置	延面積が300㎡以上	延面積が300㎡以上
住宅	500㎡以上又は10戸以上	500㎡以上又は10戸以上

上記の行為について届出・協議が必要（国又は県へ許可申請をするものは除外）

※上記の要件に該当しない場合であっても、関係住民に重大な影響を及ぼすと認められる場合は協議及び届出が必要となります。

※改正前基準で既に着工している事業については、令和6年9月末までの経過措置期間を設け、経過措置期間内に事業が完了した場合は届出の対象外とします。

協議内容 事業の目的、規模、設計、施行方法、経費、その他
(届出書類は企画課及び町ホームページにあります。)

届出先 町役場企画課 企画係 (電話 0866-82-1057)

開発事業は、法令に定める許認可、協議成立後でなければ着手できません。

■お問い合わせ

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018

矢掛町役場企画課企画係

TEL (0866) 82-1057